

あなたの「先生」大丈夫？

ストップ無免許

健康被害・猥褻事件・資格商法詐欺

無免許整体・無免許マッサージが多発しています！

日本国内において、マッサージや整体等の手技療法を業として行うには法律によって「医師」又は「あん摩マッサージ指圧師」免許が必要です。無免許にてこれを行なった場合は「あはき法」第1条及び第12条違反で処罰の対象となります。

残念ながら現在では無免許者による施術行為が蔓延し、健康被害や猥褻事件が発生しています。被害に遭ってしまう前に、無免許者の施術を受けないように気をつけましょう。

無免許者に施術を受けた場合や疑わしく思った場合は速やかに「あはき法」違反の疑いで警察の生活安全課に届けましょう。

免許者か無免許者かを見分けるには・・・

免許者であれば法律により施術所の届出が義務付けられていますので、管轄している保健所に照会してみましょう。

無免許者に多い表現

→整体・ボディケア・カイロプラクティック・リンパマッサージ・○○セラピー・リフレクソロジー・○○式マッサージ・リラクゼーション・足裏・フットケア・整体師・カイロプラクター・療術師・○○セラピスト・リフレクソロジスト 等

詳しくは[無免許マッサージ][無資格マッサージ][無免許整体][無資格整体]で検索！

全国無免許整体・無免許マッサージ追放運動